

社会福祉法人放泉会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人放泉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等は、理事、監事、評議員及び各種委員等をいう。

(役員等の報酬)

第3条 社会福祉法人放泉会の役員のうち、理事長、会長、業務担当理事（内部経理監査責任者）及び税理士資格を有する監事に対して役員報酬を支給する。

2 役員報酬は、月次報酬とする。

3 役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、別表2の報酬支給表に準じて報酬を支給する。

4 月次報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

5 理事長、会長及び業務担当理事（内部経理監査責任者）には、賞与別表1により支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したとき別表2により報酬を支払う。

(理事会及び評議員会以外の出席)

第5条 役員等が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

(各種委員会委員の報酬)

第6条 理事長が必要に応じて役員等を以て構成する各種の委員会等の委員の報酬については、別表2により支給する。ただし勤務実態により理事長において調整することができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支給する。

(その他の報酬)

第8条 他に役員等が法人及び施設の業務で理事長の命を受けてその業務にあたった場合には、勤務実態に即して理事長が定める。

2 役員以外で理事長が委嘱する委員については、別表2により報酬を支給する。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人放泉会役員等に関する旅費規程」により旅費等を支給する。ただし市内の場合は支給しない。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議による。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年7月1日に一部改正する。

この規程は、令和2年6月16日に一部改正し、令和2年6月1日から適用する。ただし、令和2年6月賞与については従前の例による。

別表1

	月次報酬の額	賞 与	
理 事 長 会 長	300,000円	6月 1.25ヶ月	12月 2.0ヶ月
業務担当理事	40,000円	6月 50,000円	12月 75,000円
監事(税理士資格を有する場合)	50,000円		

別表2 報酬支給表

	理事会	評議員会	監事会	各種委員会	市内出張	県内出張	県外出張
理 事 ・ 監 事	7,000円	6,000円	7,000円		5,000円	5,000円	7,000円
評 議 員		6,000円			5,000円	5,000円	7,000円
役員等の各種委員				5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
評議員選任・解任 委 員				4,500円			
交 通 費	なし	なし	なし	なし	なし	実費	実費